

様式44

令和 7 年 7 月 29 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 三重県尾鷲市三木里町294番地3

医療法人の名称 医療法人はしづめクリニック

理事長 橋 爪 眞 言

電話 0597 (28) 8000

決 算 届

令和 6年5月1日から令和 7年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 7年 4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人はしづめクリニック

- ① ☐ 財団 ☒ 社団（ ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり ）
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県尾鷲市三木里町 294 番地 3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成29年10月26日

(4) 設立登記年月日 平成29年12月 1日

(5) 役員及び評議員

[illegible]

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」
以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	はしづめクリニック	2411005214	三重県尾鷲市三木里町 294 番地 3	なし
診療所	上里診療所	2413000833	三重県北牟婁郡紀北町 上里 352 番地 1	なし

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者住宅事業	三重県尾鷲市三木里町 292 番地	
介護保険法に基づく居宅サービス事業	三重県尾鷲市三木里町 292 番地	
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	三重県尾鷲市三木里町 292 番地 三重県尾鷲市三木里町 299 番地 3	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	三重県尾鷲市三木里町 292 番地	
介護保険法に基づく介護予防支援事業	三重県尾鷲市三木里町 292 番地	
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	三重県尾鷲市三木里町 299 番地 3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当業務なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月 7日 定款の変更

令和 6年 6月 28日 令和5年度の決算承認

令和 7年 4月 26日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 6年 10月 16日 上里診療所開設許可（令和6年開設予定）

令和 6年 12月 16日 上里診療所開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人はしづめクリニック
所在地 三重県尾鷲市三木里町294番地3

※医療法人整理番号 0672

財 産 目 録
(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額 127,850 千円
2. 負 債 額 209,708 千円
3. 純 資 産 額 △ 81,858 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		7,270
B 固 定 資 産		120,580
C 資 産 合 計 (A + B)		127,850
D 負 債 合 計		209,708
E 純 資 産 (C - D)		△ 81,858

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人はしづめクリニック
所在地 三重県尾鷲市三木里町294番地3

※医療法人整理番号 0672

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 4 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	7,270	I 流 動 負 債	209,708
II 固 定 資 産	120,580	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	120,108	(うち保有医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	265	負 債 合 計	209,708
3 そ の 他 の 資 産	207	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	20,000
		II 積 立 金	△ 101,858
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	△ 81,858
資 産 合 計	127,850	負 債 ・ 純 資 産 合 計	127,850

様式 4 - 2

法人名 医療法人はしづめクリニック
所在地 三重県尾鷲市三木里町294番地3

※医療法人整理番号 0672

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 5 月 0 1 日 至 令和 7 年 4 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	41,481
2 事業費用	57,436
本来業務事業損失	15,955
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	23,590
2 事業費用	38,484
附帯業務事業損失	14,894
事業損失	30,849
II 事業外収益	103
III 事業外費用	0
経常損失	30,745
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	30,745
法人税等	89
当期純損失	30,834

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人はしづめクリニック
所在地 三重県尾鷲市三木里町294番地3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	橋爪眞言	医師	当法人理事長	運転資金	199,346	未払金	199,346

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人はしづめクリニック

理事長 橋爪 眞言 殿

私は、医療法人はしづめクリニックの令和6会計年度（令和06年05月01日から令和07年04月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 6 月 2 6 日

医療法人はしづめクリニック

監事 横井 浩